

前の例による。

- 2| 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定が
される場合における同項第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税につ
いて適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定がされた
場合における同項第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については
なお従前の例による。
- 3| 新租税特別措置法第八十条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する決定が
される場合における同項第一号に定める資本金の額の増加又は同項第二号に定める
株式会社の設立の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措
置法第八十条第二項に規定する決定がされた場合における同項に規定する資本金の
額の増加の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 4| 新租税特別措置法第八十条の二第一項又は第二項の規定は、同条第一項に規定す
る認定経営基盤強化計画又は同条第二項第一号に規定する経営強化計画若しくは同
項第二号に規定する変更後の経営強化計画が施行日以後に提出される場合における
同条第一項第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、
旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定経営基盤強化計画又は同条第
二項第一号に規定する経営強化計画若しくは同項第二号に規定する変更後の経営強
化計画が施行日前に提出された場合における同条第一項第三号に掲げる事項につい
ての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 5| 新租税特別措置法第八十一条第一項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分
割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得する場合における同項各号に掲げ
る事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は
吸収分割により不動産に関する権利を取得した場合における旧租税特別措置法第八
十一条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお
従前の例による。
- 6| 新租税特別措置法第八十一条第二項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分
割又は吸収分割を行う場合における同項各号に掲げる仮登記に係る登録免許税につ
いて適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における旧租税特別措
置法第八十一条第二項各号に掲げる仮登記に係る登録免許税については、なお従前
の例による。
- 7| 新租税特別措置法第八十一条第三項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分
割又は吸収分割を行う場合における同項各号に掲げる登記に係る登録免許税につ
いて適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における旧租税特別措
置法第八十一条第三項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分

法第八十一条第三項各号に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 株式会社が施行日前に新設分割又は吸収分割を行つた場合において、旧租税特別措置法第八十一条第六項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する認定であつて施行日前になされたもの又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定経営基盤強化計画若しくは同条第二項第一号に規定する経営強化計画若しくは同項第二号に規定する変更後の経営強化計画であつて施行日前に提出されたものに係る旧租税特別措置法第八十条第一項第五号又は第八十条の二第一項第四号若しくは第六号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第八十三条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（石油石炭税の税率の特例に関する経過措置）

第四十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年十月一日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、原油（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素（同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。）若しくは石炭（同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。）の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保稅地域から引き取られる原油若しくは石油製品（同法第二条第一号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき一千二百九十九円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千三百四十円
- 三 石炭 一トンにつき九百二十円

3| 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、原油、ガス状

炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭

又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石

炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条及び新租税特別措置法第九十条

の三の二の規定にかかるらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率

により計算した金額とする。

一| 原油及び石油製品

一キロリットルにつき一千五百四十円

二| ガス状炭化水素

一トンにつき千六百円

三| 石炭

一トンにつき千百四十円

4| 平成二十四年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

5| 平成二十八年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

6| 平成二十八年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。

7| 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十四年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭

税の税額については、第二項の規定を適用する。

免 除 の 規 定	追 徵 の 規 定
輸入品に対する内国消費税の徴収等 に関する法律（昭和三十年法律第三 十七号）第十一條第一項	同法第十一條第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等 に関する法律第十二條第一項及び第 二項	同法第十二條第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等 に関する法律第十三條第三項	同法第十三條第五項において準用する 関税率法（明治四十三年法律第五十 四号）第十五條第二項、第十六條第二 項又は第十七條第四項
租税特別措置法第九十条の四第一項	同法第九十条の四第七項
租税特別措置法第九十条の四の二第一 項	同法第九十条の四の二第五項
租税特別措置法第九十条の四の三第一 項	同法第九十条の四の三第五項
日本国とアメリカ合衆国との間の相 互協力及び安全保障条約第六条に基 づく施設及び区域並びに日本国にお ける合衆国軍隊の地位に関する協定 の実施に伴う所得税法等の臨時特例 に関する法律（昭和二十七年法律第 百十一号）第十条の三第一項（日本 国における国際連合の軍隊の地位に 関する規定を日本国における国 際連合の軍隊の地位に関する協定の実	日本国とアメリカ合衆国との間の相互 協力及び安全保障条約第六条に基づく 施設及び区域並びに日本国における合 衆国軍隊の地位に関する協定の実施に 伴う所得税法等の臨時特例に関する法 律第十条の三第二項又は第十一條第二 項（これらの規定を日本国における国 際連合の軍隊の地位に関する協定の実

関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）

施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

8)

前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十六年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

9 第七項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十八年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

10 第七項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十八年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減に関する経過措置)

第四十四条 平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第号)附則第四十三条第二項」と、同条第五項中「前条第三号に定める税率」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第号)附則第四十三条第二項第三号に定める税率」とする。

平成二十四年十月一日から同年十一月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第十八条の二」、「第二十一条及び第二十二条」（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」と、「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第七条まで」」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、「同法」とあるのは「同法」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「どう。」を同項」とあるのは「どう。」を同法第九十条の三第一項」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第一項（納税義務者）に規定する原油等）」とあるのは「特定用途石炭（租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭）」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同法第七十四条の二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同条第二项中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二）とあるのは「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項）と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「

同法第二十一一条に」と、「第一十四条（第五号に係る部分に限る）」とあるのは、「第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条」とあるのは、「第二十六条第一項」とする。

(特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置)

第四十五条 平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項本文中「第九十条の三の二第一号に定める税率」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四十三条第二項第一号に定める税率」とする。

平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）」、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは、「第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第一号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」と、「石油石炭税法第二十一条中」とあるのは「同法第二十一条中」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「とう。」を同項」とあるのは「とう。」を同法第九十条の三の四第一項」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第一項（納稅義務者）に規定する原油等）」とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品）」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二）」とあるのは「第二十三条（第一項第一号及び第四号、第三項並びに第四項）」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「準用される石

「石油石炭税法」とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「同法第二十一條に」と、「第二十一条（第五号に係る部分に限る」とあるのは「第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第一号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税通則法第一百一十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

(引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税に関する経過措置)

第四十六条 施行日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2 平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第九十条の三第二項の規定の適用については、同項中「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）」、第七十四条の七から第七十四条の十一まで「第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「第二十二条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第一号及び第四号並びに第三項を除く。）」と、「この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と「この場合において」と、「において「沖縄発電用特定石炭等」とあるのは「並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭等」と「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」と「沖縄発電用特定石炭等（租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた天然ガス又は石炭」と、同号ハ中「原油等又は口」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」と、同項第三号中「原油等又は前号」と、「沖縄発電用特定石炭等」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」と、「読み替える」とあるのは「同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と読み替える」とする。

(石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付に関する経過措置)

第四十七条 新租税特別措置法第九十条の五第一項の規定は、同項に規定する石油化学製品の製造者が平成二十四年十月一日以後に同項に規定する特定揮発油等を原料に用いて同項に規定する石油化学製品を製造した場合について適用し、当該石油化学製品の製造者が同日前に当該特定揮発油等を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合については、なお従前の例による。

2

平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の五第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二号）附則第四十三条第二項第一号」とする。

3

平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の五第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二号）附則第四十三条第三項第一号」とする。

（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第四十八条 新租税特別措置法第九十条の六第一項の規定は、農林漁業を営む者が平成二十四年十月一日以後に同項に規定する重油をその用途に供するため同項に規定する方法により購入した場合について適用し、農林漁業を営む者が同日前に当該重油をその用途に供するため当該方法により購入した場合については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における新租税特

別措置法第九十条の六第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二号）附則第四十三条第二項第一号」とする。

（石油石炭税の特例に関する経過措置）

第四十九条 新租税特別措置法第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項、

第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項又は第九十条の六第二項若しくは第四項（これらの規定中國税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（同法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十五年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する国税通則法第七十四条の五第四号の規定による質問、検査、提示若しく

は提出の要求又は採取（同日前から引き続いている調査（同日前にこれらの者に對して当該調査に係る旧租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項若しくは第九十条の六第二項若しくは第四項又は附則第四十四条第二項、第四十五条第二項若しくは第四十六条第二項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項若しくは第九十条の四の三第二項の規定（以下この項において「旧法等の規定」という。）において準用する経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四号）第十二条の規定による改正前の石油石炭税法（以下この項において「旧石油石炭税法」という。）第二十三条の規定による質問、検査又は採取を行つてしたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものと除く。）について適用し、同日前に旧法等の規定に規定する者に對して行つた旧法等の規定において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものと含む。）については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項、第九十条の四第二項若しくは第四項（これらは規定中税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（同法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

- 第五十条 施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。
- 2 新租税特別措置法第九十条の八の二第二項若しくは第三項又は第九十条の九第二項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、次の表の上欄に掲げる航空機が施行日以後最初に航行する時において、当該航空機に同表の中欄に掲げる規定に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、同表の下欄に掲げる規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に對する航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

新租税特別措置法第九十一条の八の二第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機	旧租税特別措置法第九十条の八又は第九十条の九十条の八の二第一項	新租税特別措置法第九十条の八
新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する一般国内航空機である航空機	旧租税特別措置法第九十条の九第一項	新租税特別措置法第九十条の八

(給与所得及び退職所得に関する経過措置)

第五十一条 第二条の規定による改正後の所得税法（以下附則第五十六条までにおいて「新所得税法」という。）第二十八条及び第三十条の規定は、平成二十一年分以後の所得税について適用し、平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第五十三条 新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、平成二十一年一月一日以後に支払うべき新所得税法第一百八十三条规定する給与等について適用し、同日前に支払うべき第二条の規定による改正前の所得税法（以下附則第五十五条までにおいて「旧所得税法」という。）第一百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

(退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第五十四条 新所得税法第二百一条の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき新所得税法第一百九十九条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第一百九十九条に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三条第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用する。

(源泉徴収に係る所得税の納期に関する経過措置)

第五十五条 新所得税法第二百十六条の規定は、平成二十四年七月一日以後に支払うべき同条に規定する給与等及び退職手当等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百十六条规定する給与等及び退職手当等については、なお従前の例による。

(外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書に関する経過措置)

第五十六条 新所得税法第二百二十八条の二の二の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出すべき同条に規定する調書について適用する。

(相続税の連帯納付義務等に関する経過措置)

第五十七条 第四条の規定による改正後の相続税法（以下この条及び次条において「新相続税法」という。）第三十四条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する申告書の提出期限（延納若しくは物納の許可の申請の却下若しくは取下げ又は延納若しくは物納の許可の取消しがあった場合には、その却下に係る書面が発せられた日若しくは取下げがあった日又は取消しに係る書面が発せられた日）又は分納税額の納期限（次項において「申告期限等」と総称する。）が到来する相続税について適用する。

2 新相続税法第三十四条第一項の規定は、施行日前に申告期限等が到来した相続税で施行日において未納となっているものについて準用する。この場合において、同項第一号中「規定による通知」とあるのは、「規定による通知（平成二十三年六月三十日前にあつては、同法第三十七条（督促）の規定による督促に係る督促状）」と読み替えるものとする。

(延納又は物納の手続に関する経過措置)

第五十八条 新相続税法第三十九条、第四十二条、第五十一条、第五十二条及び第五十三条の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(国外財産調書の提出に関する経過措置)

第五十九条 第八条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（次条において「新国外送金等調書法」という。）第五条の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき同条第一項に規定する国外財産調書について適用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税の特例に関する経過措置)

第六十条 新国外送金等調書法第六条の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき新国外送金等調書法第五条第一項に規定する国外財産調書に係る新国外送金等調書法第六条第一項に規定する国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に係る同項に規定する修正申告等があつた場合における当該所得税又は相続税について適用する。

(避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十一条 新震災特例法第十条の二の二の規定は、個人が同条第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

2 新震災特例法第十条の二の二第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の日前である場合における当該避難解除区域に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第三項中「同日以後五年を経過する日」とあるのは、「同法の施行の日以後五年を経過する日」とする。

(被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置)

第六十二条 新震災特例法第十七条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十三条 新震災特例法第十七条の二の二の規定は、法人が同条第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

2 新震災特例法第十七条の二の二第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の日前である場合における当該避難解除区域に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第二項中「同日以後五年を経過する日」とあるのは、「同法の施行の日以後五年を経過する日」とする。

(被災連結法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置)

第六十四条 新震災特例法第二十五条の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十五条 新震災特例法第二十五条の二の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同条第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

2 新震災特例法第二十五条の二の二第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の日前である場合における当該避難解除区域に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第二項中「同日以後五年を経過する日」とあるのは、「同法の施行の日以後五年を経過する日」とする。

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与

税の非課税に関する経過措置)

第六十六条 新震災特例法第三十八条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が平成二十四年一月以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

2 平成二十四年一月一日前に贈与により取得をした第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「旧震災特例法」という。）第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金について同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者が、同日以後に贈与により取得をする新震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、「旧震災特例法第三十八条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「同条第一項」とあらわれるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）」第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成二十四年旧租税特別措置法」という。）第七十条の二第一項」と、「受け、若しくは受けようとする」とあるのは「受けた」と、「平成二十一年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした者に限り、次に」とあるのは「次に」と、同項第一号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」と、「取得をした租税特別措置法」とあるのは「取得をした平成二十四年旧租税特別措置法」と、同項第二号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」と、同項第三号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」と読み替えるものとする。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第六十七条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中、同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

第三十三条 同上

げる字句とする。

所得稅法	第一欄	省略	第二欄									
省略	第三欄	省略	第三欄									
省略	第四欄	省略	第四欄									

同上	第一欄	同上										
同上	第二欄	同上										
同上	第三欄	同上										
同上	第四欄	同上										

(号) 第百七十五年法律(昭和二十二年法律)に関する法												災害被災者に対する租税の减免、徵收猶予等	租税特別措置法
省略				省略	省略								
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上										同上			
同上				同上	同上	同上		同上		同上	同上	同上	
同上													
同上													

国税通則法		租税条約等 の実施に伴う 所得税法 及び地方税 法の特例等 に関する法 律(昭和四 十四年法律 第四十六号)														
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上															同上	
同上																
同上																
同上																

第六条第四項第一号	第六条第三項	第六条第二項	第六条第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
所得稅	所得稅	所得稅	所得稅〔	所得稅〕	省略								
所得稅等	所得稅及び復興特別所得稅	所得稅等	所得稅等〔	所得稅等〕	省略								

同上								
同上								
同上								

相続税法（省略）	省略	省略	省略	省略	項
昭和二十五年法律第七十三号（省略）	省略	省略	省略	省略	
昭和二十六年法律第二百二十六号（省略）	省略	省略	省略	省略	
地方税法（省略）	省略	省略	省略	省略	

257 省略

(基準法人税額)

第四十四条 この章において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分

に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 連結親法人以外の法人 当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第一百四十四条の規定並びに租税特別措置法第三章第五節及び第五節の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

二 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定並びに租税特別措置法第三章第十七節及び第十八節の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

257 同上

(基準法人税額)

第四十四条 同上

一 連結親法人以外の法人 当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第一百四十四条の規定並びに租税特別措置法第三章第五節の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

二 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定並びに租税特別措置法第三章第十八節の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)

第五十二条 省略

2 前項に規定する法人税負担帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある場合には同号及び第二号に掲げる金額の合計額が第四号に掲げる金額を超えると

(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)

第五十二条 同上

2 同上

きのその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には第二号に掲げる金額が第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を超えるときのその超える部分の金額をいい、同項に規定する法人税減少帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある場合には第四号に掲げる金額が第一号及び第二号に掲げる金額の合計額を超えるときのその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には同号及び第四号に掲げる金額の合計額が第二号に掲げる金額を超えるときのその超える部分の金額をいう。

一 省 略

二 租税特別措置法第六十八条の九第十一項（同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十五第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四号。以下この号及び第四号において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第四号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

三 省 略

四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（同条第三項及び第七項の規定を規定を同法第六十八条の九の二第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項及び第三項、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十五第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の二第一項の規定、旧効力措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定その他政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項後段（震災特例法第二十五条の四第一項の規定、改正法附則第八十条第一項の規定その他これらに類する規定として政令で定め

一 同 上

二 租税特別措置法第六十八条の九第十一項（同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項又は第六十八条の十五第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四号において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第四号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

三 同 上

四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項及び第七項（同条第三項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第三項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の二第一項の規定、旧効力措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定その他政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項後段（震災特例法第二十五条の四第一項の規定、改正法附則第八十条第一項の規定その他これらに類する規定として政令で定め

、改正法附則第八十条第一項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額がある場合には、当該相当する金額のうち当該連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額を控除した金額) の百分の十に相当する金額

3・4 省略

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十八条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第十八条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の三第四項第二号中「規定する報告書」の下に「、第三十七条の十四第五項に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十二項」の下に「、第三十七条の十四第十七項」を加える。

(租税特別措置法の一部改正) 正する法律の一部改正

第六十九条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第十九条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第十九条 同上

第四十二条の三第四項第二号中「規定する報告書」の下に「、第三十七条の十四第五項に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十一項」の下に「、第三十七条の十四第十七項」を加える。

(租税特別措置法の一部改正) 正する法律の一部改正

第十九条 同上

第三十七条の十一の三第十一項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査」、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めるに改め、同条第十四項中「第十一項」の下に「及び第十三項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「

第三十七条の十一の三第十一項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査」、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めるに改め、同条第十三項中「第十一項」の下に「及び第十二項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「

る規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額がある場合には、当該相当する金額のうち当該連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額を控除した金額) の百分の十に相当する金額

3・4 同上